

静岡県ふぐの取扱い等に関する条例（昭和52年3月23日静岡県条例第7号）第7条第1項の規定により、令和3年度ふぐ処理者試験を次のとおり実施する。

令和3年4月9日

静岡県知事 川勝平太

1 試験実施日

学科試験 令和3年8月17日（火）

実技試験 令和3年9月17日（金）

2 試験会場

学科試験 学校法人鈴木学園中央調理製菓専門学校静岡校（静岡市葵区七間町15番1号）

実技試験 学科試験と同じ

3 試験科目

(1) 学科試験

ア 水産物の衛生に関する知識

イ ふぐの種類の見分けその他ふぐに関する知識

(2) 実技試験

ふぐの処理に関する実技

4 受験資格

次の各号の一に該当する者は受験できない。

(1) 麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者

(2) 18歳未満の者

(3) 静岡県ふぐの取扱い等に関する条例の規定により免許の取消しを受けた後2年を経過しない者

(4) 他の都道府県においてふぐの処理に関する免許等を受けた者のうち、当該免許等を取り消された後2年を経過しない者で、規則で定めるもの

5 受験願書等必要書類

(1) ふぐ処理者試験受験申込書

(2) 医師の診断書（出願前3か月以内のもの）

(3) 写真（縦4センチメートル、横3センチメートル出願前6か月以内のもの）

(4) 戸籍の謄本若しくは抄本、又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第5号に掲げる事項（同法第30条の45に規定する外国人住民にあつては、同条の国籍等）を記載したものに限る。）（出願前3か月以内のもの）

(5) 整理票、受験票及び合格証

6 受験案内等の配布

配布保健所	所在地
賀茂保健所	下田市中531-1
熱海保健所	熱海市水口町13-15
東部保健所	沼津市高島本町1-3

東部保健所修善寺支所	伊豆市小立野66－1
御殿場保健所	御殿場市竈1113
富士保健所	富士市本市場441－1
中部保健所	藤枝市瀬戸新屋362－1
中部保健所榛原分庁舎	牧之原市静波447－1
西部保健所	磐田市見付3599－4
西部保健所掛川支所	掛川市金城93
西部保健所浜名分庁舎	湖西市新居町新居3447
静岡市保健所	静岡市葵区城東町24－1
静岡市保健所清水支所	静岡市清水区旭町6－8
浜松市保健所	浜松市中区鴨江2丁目11番2号
浜松市保健所浜北支所	浜松市浜北区貴布祢3000番地

7 受験手数料

7,720円（静岡県収入証紙）

8 受験願書の受付期間

令和3年6月21日（月）から6月25日（金）までの午前9時から午後5時まで

9 受験願書の受付場所

最寄りの保健所、保健所支所及び保健所分庁舎

10 実技試験の受験資格

学科試験の合格者（令和3年9月8日（水）午前10時各保健所、保健所支所、保健所分庁舎及び静岡県ホームページ\*において、合格者の受験番号を掲示する。）であること。

11 合格者の発表

令和3年10月6日（水）午前10時各保健所、保健所支所、保健所分庁舎及び静岡県ホームページ\*において、合格者の受験番号を掲示する。

12 合格証の交付

合格発表後、静岡県健康福祉部生活衛生局衛生課から合格者あて直接送付する。

\*静岡県ホームページ

<https://www.pref.shizuoka.jp>